

令和6年12月4日

関係者各位

市原警察署交通課

桜台地区に設置されている規制の見直しについて

平素から交通安全対策に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、今回標題のとおり桜台地区に設置されている規制の見直しを検討していますので以下のとおりご報告させていただきます。

1 今回規制解除を検討した経緯

通り抜けがない住宅街に設置されている一時停止、横断歩道、駐車禁止について、現在千葉県内において、順次規制解除を行っているところであり、今回当該地区規制標識等の老朽化による標識更新を検討する段階になったためです。

2 規制見直し箇所とその理由

一時停止 解除 6箇所 ※ 別紙1から4の○印で記されている箇所

理由→ 住宅街の中にある一時停止で、他の地域等からの通り抜けがない環境であり、住民皆様の注意をもって足りるためです。
通り抜けが考えられる路線の一時停止については残します。

横断歩道 解除 7箇所 ※ 別紙5のとおり

理由→ 一時停止規制と同様、住宅街の中にある横断歩道で、交通量は少なく、横断者は左右の安全を確認して横断すれば安全に横断できる環境であるためです。

集約 6箇所 ※ 別紙5のとおり

理由→ 主道路に横断歩道が2本引かれていることによって運転者が注意力散漫となり、歩行者が見落とされる危険性があるため、交差点内に主道路を横断するために引かれている2本の横断歩道を1本に集約1本に集約します。

駐車禁止 解除 2路線 ※ 別紙6の太線で記されている路線

理由→ 路上駐車需要がなく、交通量も少ない環境であり、引き続き規制をする必要性が低いいためです。

3 規制解除等の予定時期

令和7年度以降内での工事を予定しています。

詳細が決まりましたら、再度お知らせします。

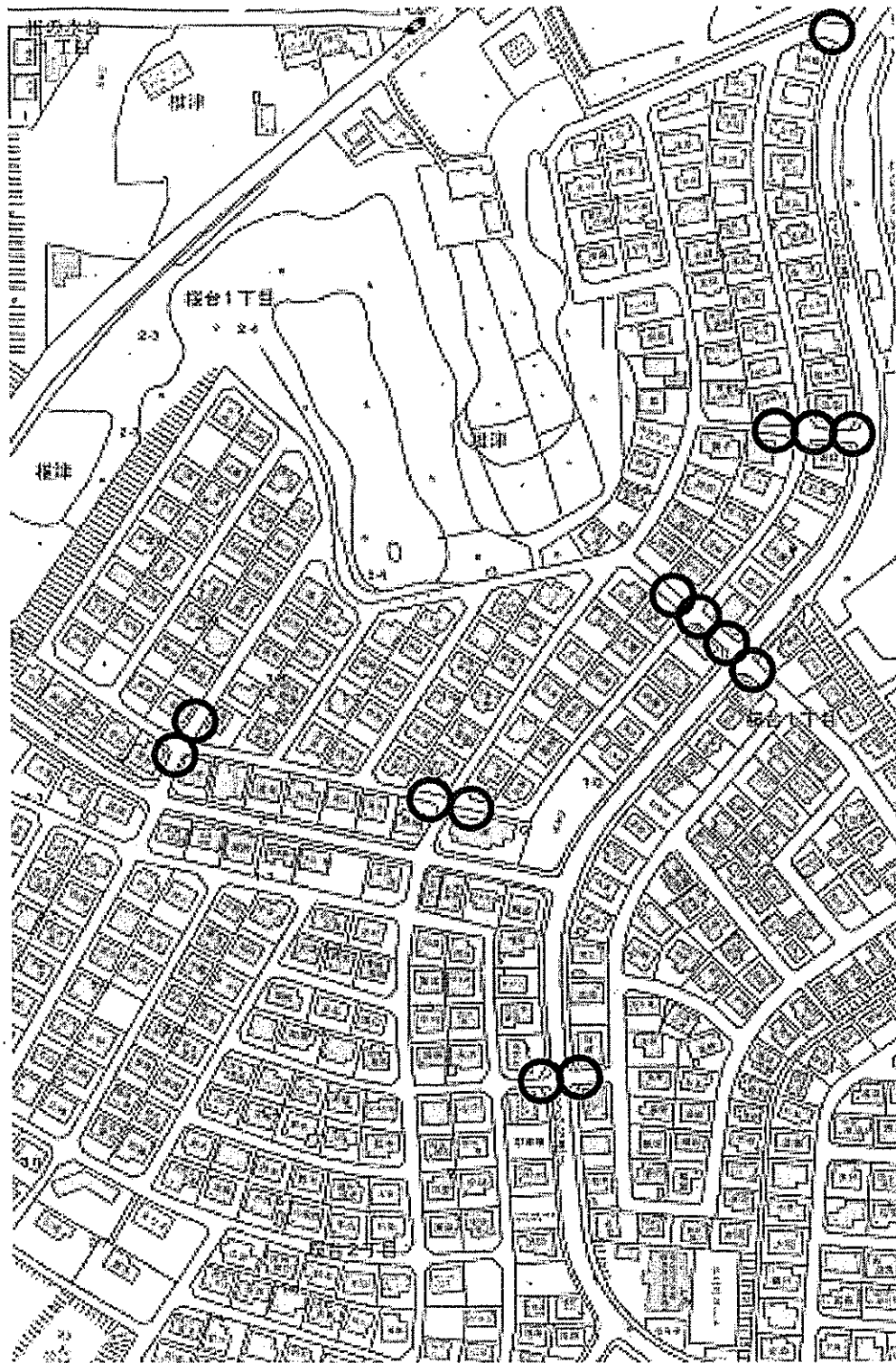
本件問い合わせ先

千葉県市原警察署

交通課規制係

0436-41-0110(内線413)

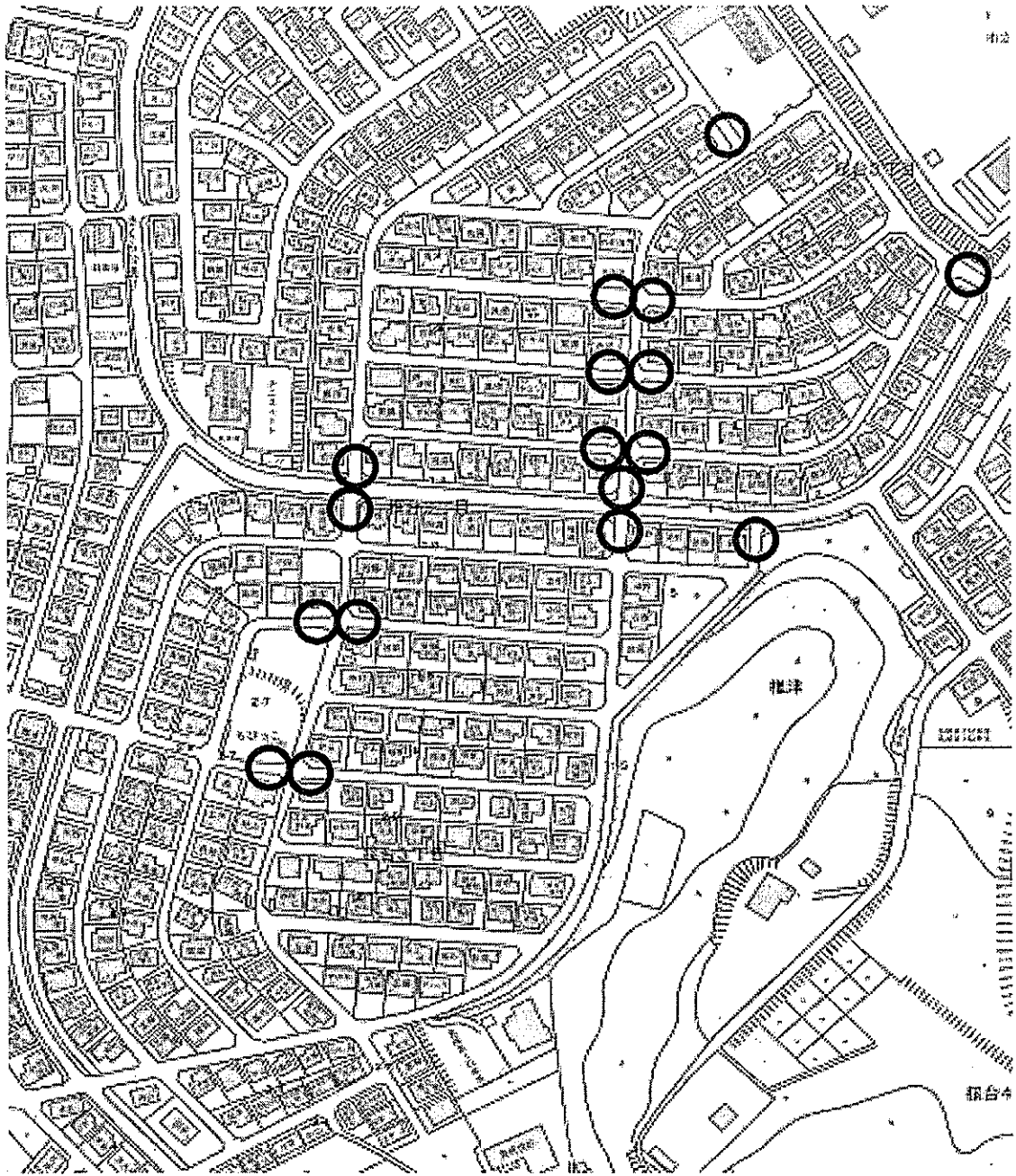
桜台1丁目



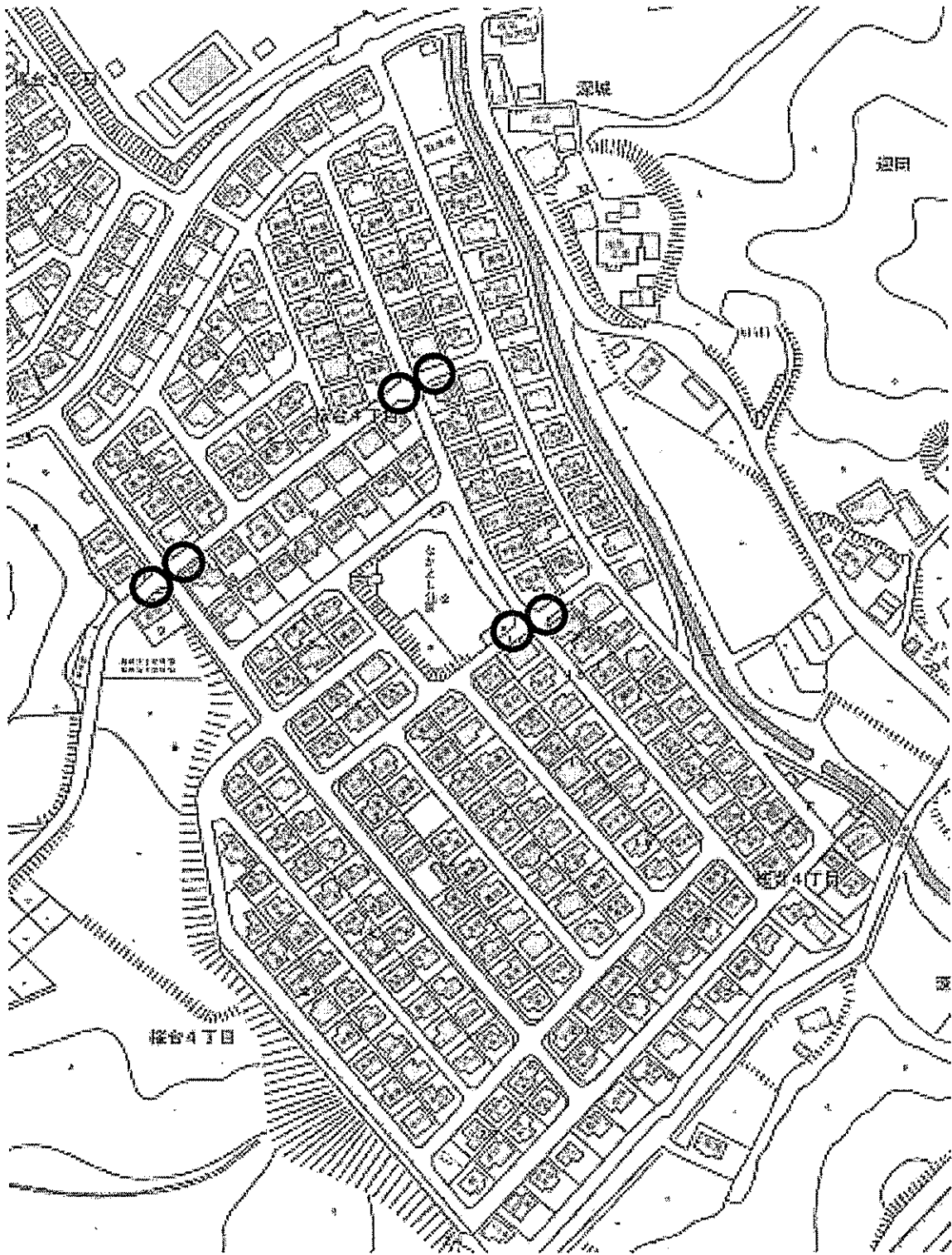
桜台 2 丁目



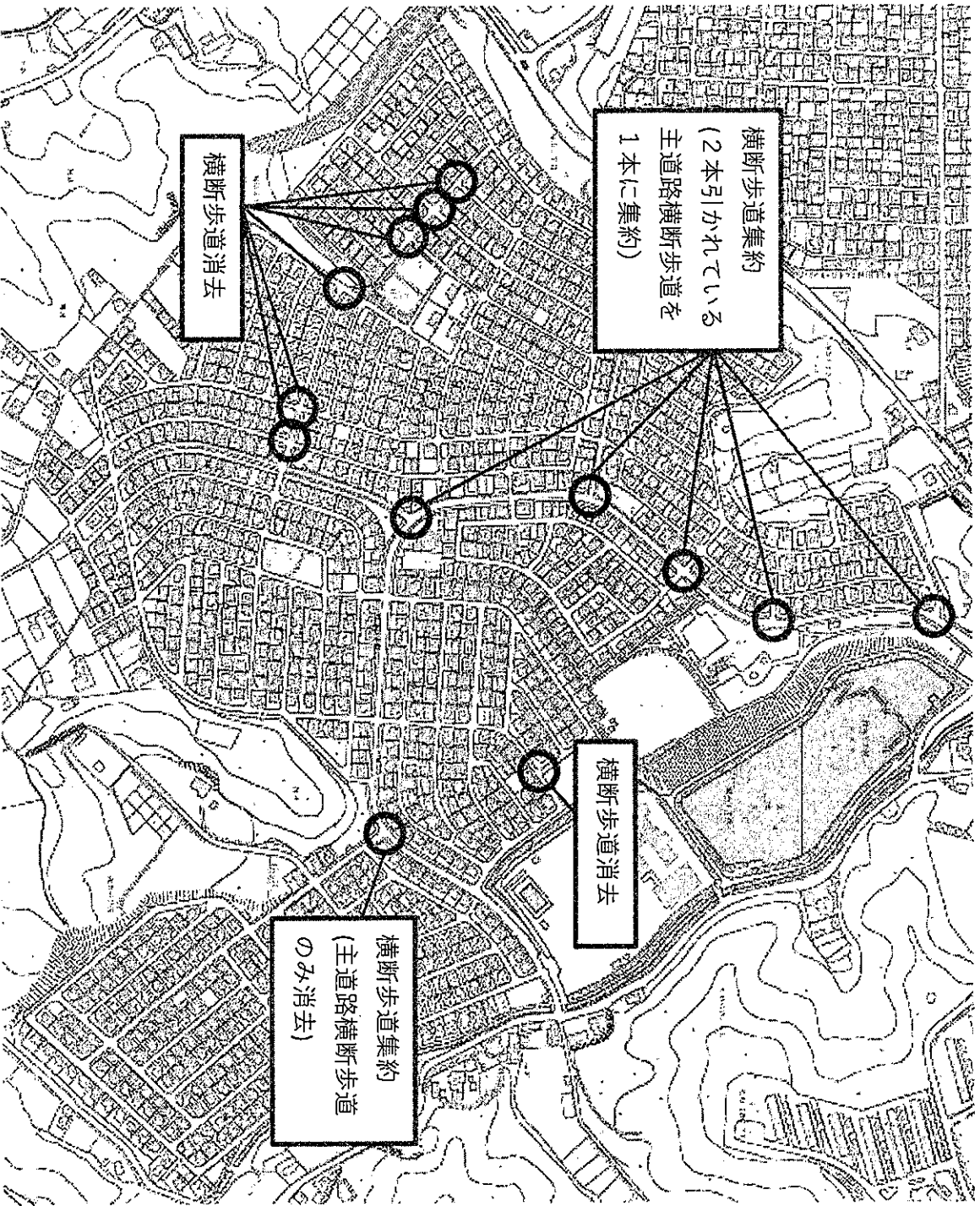
桜台 3 丁目



桜台 4 丁目



横断歩道見直し図



駐車禁止規制解除図

